

住宅

入居募集



入居資格

《共通事項》

- ・ 雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
- ・ 町税などに滞納がないこと。

●町営住宅(団地)

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	魚田	3LDK	昭和55年	1	11,100円～16,500円	可
	旭日	3LDK	平成5～7・10・11年	10	21,000円～54,300円	不可
継続	宮下	3LDK	昭和59・60年	3	13,400円～25,100円	不可
	末広一区	3DK	昭和52年	1	9,100円～15,900円	可
	末広二区	3LDK	昭和58年	1	13,000円～21,300円	不可
	緑町	2LDK	平成20・22・23年	3	16,900円～40,000円	不可
	潮見	3LDK	昭和62・63年	2	17,400円～45,400円	不可
	幌内	3LDK	昭和51年	1	7,800円～14,400円	可

●サンライズビレッジ

	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	1LDK	平成5年	1	30,000円	専用
継続	1LDK	平成6年	1	30,000円	専用

●幌内町有住宅

	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	3LDK	平成3年	1	19,000円	可
継続	3LDK	昭和54年	1	20,200円	可

●サンライズビレッジ

要経費を控除した金額に、扶養控除等を差し引いた額を12で除したものです。
 ※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。

●申込方法
 ・ 満35歳未満の独身労働者であること
 ・ 役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。

・ 令和2年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。
 ・ 町営住宅に申し込みの際は、マイナンバーのわかるものを持参してください。

●選考方法

・ 申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。
 ・ 住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<http://www.town.ounu.hokkaido.jp/>

社会福祉

手続きはお済みですか？

1月号でもお知らせしています
 が、町では、高齢者等の冬の生活支援事業として、対象世帯に3万円分の助成券を交付しています。受付期間は2月26日(金)までとなっていますので、申請がお済でない人は申請を行ってください。

●対象世帯

- ・ 令和2年度町民税非課税世帯で、令和2年11月1日現在、雄武町に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯(生活保護世帯・福祉施設等入所者世帯・医療機関入院世帯は除く)
- ・ 70歳以上のみの高齢者世帯
- ・ 障害者手帳(身障1～2級・療育A判定・精神1級)を有する人がいる世帯
- ・ ひより親世帯

●助成額

3万円分の助成券(1000円×30枚)

●助成券使用可能品目

- ・ 灯油、石炭、薪、暖房器具、冬用衣料、防寒具

●受付終了日

2月26日(金)まで

●受付場所(土・日曜日、祝日は除く)

保健福祉課社会福祉係
 保健福祉課社会福祉係

その他

高齢者雇用安定法の改正

少子高齢化が急速に進行し人口が減少するなかで、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮し活躍できるように、環境整備を図ることを目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。
 今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が講ずべき措置(努力義務)などを内容としています。

●改正のポイント

- ① 65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者雇用就業確保措置として、次のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設
- ② 70歳までの定年引上げ
- ③ 2年制の廃止
- ④ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
- ⑤ 70歳までの継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑥ 70歳まで継続的に次の事業に従事できる制度の導入
- ・ 事業主が自ら実施する社会貢献事業

令和3年度若草保育所入所申し込み

新規に入所を希望する乳幼児だけでなく、現在も入所し、4月以降も引き続き入所を希望する乳幼児も再度、申し込みが必要になります。
申込期間 2月8日(月)～26日(金)
入所の基準
 町内に住む、生後6か月から小学校入学前の乳幼児で、仕事や出産、病気や障がい、介護などの理由で家庭での保育ができない場合に限ります。

●提出書類

- ・ 入所申込書 2月5日(金)から保育所に配付しています。
- ・ 保育が必要な理由を証明するもの(就労証明書など)
- ・ 令和2年1月2日以降に雄武町に転入した人は、前住地で発行する「令和元年度または令和2年度住民税課税証明書」の写し(平成30年4月2日から令和2年9月30日生まれの入所希望乳幼児のみ)

税金

町税等の納め忘れはありませんか

※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。
応募締切
 新規 2月15日(月)
 継続 随時受付
 ※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
町税等の納め忘れはありませんか
 町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については、すでに最終納期限が過ぎています。納付状況を確認のうえ、納め忘れがある場合は至急納付してください。
 なお、特別な事情により一度に納付することが困難な場合は、担当係にご相談ください。
 また、納め忘れのない大変便利な口座振替制度もご利用ください。
 ※介護保険料については年金からの引き去りが優先されます。
 ※納付書を紛失した場合は再発行しますので、担当係までご連絡ください。
町税等の納付について
町税の納付について
町税の納付について
 (後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付について)

マイナポイント事業の対象期間延長

マイナポイント事業の対象期間が9月30日までに延長されました。ただし、マイナポイントの申し込みができるのは3月31日までにマイナンバーカードの交付申請をした人です。詳しくは今月号の折り込みチラシをご覧ください。
 マイナンバーカードの交付申請をしていない人に対し、地方公共団体情報システム機構からQRコード付きマイナンバーカード交付申請書を順次送付していますので、届き次第、お早めに申請してください。また、住民生活課戸籍住民係窓口でも交付申請書を発行することができます。(申請から交付まで約1か月かかります)
マイナンバー総合フリーダイヤル
 ☎ 0120・95・0178

●問い合わせ・申込書提出先
 若草保育所児童保育係
 ☎ 84・2326

